

衆議院 農林水産委員会 議 録 第五号

昭和三十三年六月二十六日(木曜日)

午後四時二十一分開議

出席委員

委員長 松浦周太郎君
理事 吉川 久衛君 理事 助川 良平君
理事 山口長治郎君 理事 丹羽 兵助君
理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君
理事 石田 宿全君

安倍晋太郎君 赤澤 正道君
秋山 利恭君 五十嵐吉藏君
今井 耕君 倉成 正君
佐藤洋之助君 笹山茂太郎君
砂原 格君 高石幸三郎君
内藤 隆君 永田 亮一君
濱地 文平君 松岡嘉兵衛君
八木 一郎君 八木 徹雄君
保岡 武久君 足鹿 覺君
角屋堅次郎君 神田 大作君
久保田 豊君 栗原 俊夫君
實川 清之君 高田 富之君
中澤 茂一君 中村 時雄君
芳賀 貢君 松浦 定義君
松平 忠久君

出席國務大臣

農林大臣 三浦 一雄君
出席政府委員
農林政務次官 石坂 繁君
農林事務官 齋藤 誠君
(大臣官房長)
農林事務官 須賀 賢二君
(畜系局長)

委員外の出席者

専門員 岩隈 博君

六月二十六日

委員日野吉夫君辞任につき、その補

第一類第八号

農林水産委員会議録第五号 昭和三十三年六月二十六日

欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

蕪糸価格の安定に関する臨時措置法案(内閣提出第五号)

○松浦委員長 これより会議を開きます。

蕪糸価格の安定に関する臨時措置法案について審査を進めます。

○高田委員 大臣に御質問を申し上げます。昨日二、三の点につきまして御質問いたしました中でや明確を欠いておりました点につきまして、重ねて大臣から明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

まず第一に、今度の蕪糸価格の暴落に当りまして政府のとられまされた態度は、しばしば状況に押されて小出しに政策を出してきた感じが非常に強いのであります。そのために、不必要によけい混乱を起し、相場の下落等にも拍車をかけたことは御承知の通りであります。今回出された法案も臨時応急措置としての法案でありますけれども、臨時の対策を立てるにしましても、根本においてやはり政府当局が確固とした蕪糸業に対する方針、態度といたものを明確にされて、それを終始徹底させておいたならば、不必要な混乱を招いたり、また政策にいわゆるよるめきを見せたりするようなことがな

くて済んだのではないかと思うのであります。この点非常に遺憾に思うのであります。政府は、日本の蕪糸業というものを振興々と口ぐせのように言うのであります。真にこれから先も振興させていこうという確固たる考え方をもちながら、それとも、漸次これを縮小圧縮しながら、全体の産業なり農業の中で適当なところへ位置づけるように持っていくか、このようなお考えを持っておられるのか、この点について最初に明確な態度を御表明いただきたいと思ひます。

○三浦國務大臣 蕪糸業に対する根本的態度いかんということでございますが、わが国の農村における養蠶業等の地位は非常に重大でありますから、今後といえども、これを重視し、この育成をはかり、そしてその振興をはかりたいという根本的態度は、変りはないと思ひます。

○高田委員 今後といえども変りなくこれを重要な産業として育成振興させる、こういう根本的態度であるというわけでありまして、そういういたしますと、最近、業界の一部というより相当部分であるかと思ひますが、蕪糸業を振興させるためには、むしろ糸の相場は他繊維の相場と比較しまして毎年毎年割高になりつつあるので、これを是正する意味においてもこれは下げなければならぬという声が次第に高くなつてきておられる感じがいたします。それとまた符節を合せますように、政府はこのたび臨時措置とは申しながら

も桑園の二割減反ということをいち早く打ち出されておるのであります。これは臨時措置というよりはむしろ恒久的な性格を持ったものではないかと思ひます。今まで、毎年々々政府の方針としては蕪の増産ということに意を用いられてきて、事実その通り年々増産に励んできたわけでありまして、こういうような状態の中で、今回政府が二割の減反をこの夏秋蚕からやるのだというように、あるいはまた、この相場の維持につきましても、糸で十九万円、蕪で千四百円というものは、すでに既定の方針としてあれほど強く言っておりましたが、その点についても今日までとられた態度はきわめてあいまいであるというところを考へますと、何か、当面を糊塗するある程度の施策を手を打って、逐次この業界を圧縮、縮小していくような感じを与えていることはいふまでもないものであります。そういう点に矛盾がないかどうか、これを一つ重ねてお答えをいただきたいと思ひます。

○三浦國務大臣 糸価を十九万円に維持する、これがやがて蕪価の維持に重要な要素になりますから、不動の決意をもちまして糸価は十九万円をもって維持する、同時に、養蠶家に対しては蕪価の千四百円を確保するという基本方針でこの政策を進めております。申すまでもございせんが、生糸の海外の需要を見ましても、価格が安定するということが非常に大事でありまして、安定するならば今の糸価を

もつてしてもなお需要があるのでございいますから、かような見地から臨時応急の措置はとっておりますけれども、これを強硬的な政策として考へておるわけではございません。一環として臨時緊急の措置はいたしますけれども、基本的な態度といたしましては、千四百円の蕪価を維持し、糸価の方におきましても十九万円の糸価をあくまで維持して、そうして健全なる蕪糸価格を維持して参りたい、かようなこととてでございます。

○高田委員 そうしますと、糸価の十九万円、蕪の千四百円というのは、本年度における価格安定の最低価格というわけではなく、明年も、さらに当分の間引き続いてこの価格を将来にわたって維持するということとてございいますか。

○三浦國務大臣 さしあたり、現在の異例な事態を生じましたから、この異例な事態に應じまして、従来とてきたところの態度を變更しないように、かたくこの見地から解決して参るといふこととてございまして、今後の見通し等につきましても、永久不断にこの問題をこのままにおくという意味ではございせんけれども、基本方針といたしましては、どこまでも蕪価の維持と糸価の維持をはかつて参る、かような考へてございいます。

○高田委員 今度の法案では本年年度のこのだけを一応問題にしておるようでありまして、ただいまの大臣の言葉では、価格の最低という点につい

ては、今度打つ手は臨時の手であるけれども、価格は当分将来もこれでいく、こういうことでございまして、一部に、ややもたしますと、金がなくなる時には価格が下るのだ、従って、今は金の続く限りは努力をしてみるが、やがて一定のところへ、落ちつくところへこれは落ちつく、従って、政府も遠からず最低価格を十七万円あるいは十六万円台程度のところへ置くだろうという見通しが相当流布宣傳されて、そういう思惑で相場等も形成されていると思うのでありますが、そういうことは、従って断じてない、こう了解してよろしいですね。

○三浦國務大臣 さような傾向の出ないように、極力この措置をとって、堅実なものにしていきたいという考えであります。

○高田委員 あくまでも今の大臣の考えておる方針で生糸の最低価格、繭の最低値を堅持していこう、こういう前提を認めるということになりますと、しかれば、今度考えておられるこの臨時措置法案によりますと、それだけの確固とした政府の方針が果してこの臨時措置によって貫かれるのかどうか、それだけの考え方がこの法案の中に完全に盛り込まれているかどうかということになりますと、非常に問題があると思うのであります。現に、このために出された百五十億にいたしまして、これは生糸の方でも数カ月にして現在の状況では食いつぶされる額だといわれておりますし、繭の方にいたしまして、ただいま共同乾繭されておりますのは二百八十万貫相当額程度でありまして、これよりちょっと多くなれば、すぐに不足をする。まして、

夏秋蚕に至っては、全然そういう措置がとられる余裕が一つもないわけでありまして、この春繭については十分とは言えないまでもある程度これに見合う措置が用意されておるわけですが、生糸年度全体を通して言いますならば、これは全くその保障のない制度になっておるのではないかと思うのであります。従って、この今の金額がこの程度で十分なんだということについての政府の御見解を一つ発表していただきたいと思うのです。

○三浦國務大臣 現在の金の範囲でもって運用するわけでありまして、すでに、この対策が画然と打ち出されてきたことは御承知の通りです。かように、実効的なものが裏づけになりますと、おのずから糸価が安定して参りますし、最低の線とだんだん近づいて参ります。おそろくは、なお、この問題も、逐次実行に移されることによつて、これが回復して参る。そうしますと、これが繭価の維持の基礎になりますから、両々相待ってまいりますし、この限度でもって十分に効果をあげ得るものと確信いたしております。

○高田委員 非常に抽象的なお答えで、よくわからないのでありますが、しかし、これはあくまでも春繭についての措置程度のものであって、この夏秋蚕に至っては、乾繭したくてもおそろくそれまでに処置できないでしようから、倉庫もほとんどないでしようし、また現に金が政府の方で用意してありませんから、そうなりますと、夏秋蚕のときには暴落ということがどうも予想される。ただ、この中を

見ますと、生産制限をするからというようなことがちよつと提案理由の御説明の中に書いてありますけれども、生産制限をするから心配ないということ、これはもう非常に樂觀にも過ぎるのであって、御存じの通り、農民大会におきまして、全国の農協の代表者の皆さんが、二割制限は無謀である、今まで毎年々々増産を奨励をしてきておいて、今こへきて夏秋蚕から二割減らせというように、一方的に政府が言われても、これはとうてい応じかねるというわけで、農民の代表者、おそろくこれは全国農民の偽わらざる叫びであろうと思うのです。制限が二割あるからといって、こういうことを勘定に入れますと、金はなくなつても今度は量の方から自然的に減るから大丈夫ということであつては、私は決して今大臣の言われたような価格の維持について本気になつてこれに対処しているようには考えられないのであります。その点はいかがでしようか。

○三浦國務大臣 生産の調整は、夏秋蚕につきましては、種繭を抑制いたしまして、そして二割程度の減産を今提倡し、これを同時に実行に移しておるわけでございますが、この場合の臨時措置というものが、異常な繭の増産の趨勢と繭貨の増大に伴います異例な事態でございますから、これはやはり各業界とも自衛的なある程度の協力が前提とされるわけでございます。同時に、この了解のもとに、養蚕の関係の人々、同時に製糸の関係の人々も、この施策によつて効果をあげようということ、だんだん協力態勢もできておるわけでございますから、これが反対があつて何らの協力を得られないとい

う事態でも必ずしもないのであります。さすれば、それによつて所要の効果をあげて参ることも、われわれとしましては期待し得ることと思うのでございませう。

○高田委員 製糸工場に対して設備制限をやらしたりあるいは生産制限をやらせたりしますことは、これはまた自主的にやれます。そして、やつて、また必要とあれば、これをまた拡大するということにもまして困難はないわけです。しかし、御承知の通り、今日の農村の実態を考え、また、ただいまで戦後宮々として増産に励んで、その実績を毎年あげて参りました農業に対して、一挙に二割の減産、さらにこれを転作をさせようというようなことを緊急対策の中で打ち出すということ、私は、私はきわめて乱暴だと思つたので、将来永久にこれからだんだん蚕糸業というものはすたつていくのだから、斜陽産業なんだから減らさなければならぬという恒久対策が立つたときに、秩序と順序と、それに適切な総合的な営農計画を立てられて、地域別に実情に即した指導と、資金の裏づけがあつて、恒久対策の一環として業界を縮小する方針ならば、私は条件次第ではあるいはそういうことに自主的に協力できるようなものなろうと思つた。しかし、今の話では、当面のことしだけの応急対策で価格だけを何とか維持すればいいというときに、策として、農民に対して今直ちに減産などという方針を打ち出されることは、農民が憤激してこれを返上するということ、は当然だと思つた。ですから、その二割制限というような措置を撤回されて、そして文字通り臨時応急措置の中でこ

の価格を維持していく方向をおとりになる考えはありませんか。

○三浦國務大臣 今年の異常な事態というものが昨年の秋以来出てきたのでございまして、やはり異常な場合には、これに應ずる対策を講ずること、は、業界といへども、同時にまた関係者といへども、これに対応する手段を講じなければならぬことは当然であります。同時にまた、政府といたしましては、これらの人々と十分な緊密な連絡をとりつつ、今日までだんだん指導もし、話し合いも進めてきたのでございまして、関係の団体におきましてこれを了承をして、そうして相当な努力を重ねておるのでございませう。これを、臨機応変の措置の際に、何らの自衛的な自主的なこともせずにするというわけには参りません。そうしてまた、相当な準備態勢が整つて参り、その上に農業団体等を通じて種繭の買い上げ等もいたして、それに対する助成をも進めておるといふことでございませう。これらが全然効果がないうことは考えられませうし、現在の状況におきまして、いやしくも命令を出して生産制限するということでは事足りることじゃございませうので、この措置によつて相当の効果をあげ得るものとわれわれは確信しておるのであります。

○高田委員 最初に御質問申し上げましたときに、あくまでも蚕糸業をこれから伸ばさせていく、発展させていくという基本方針を明らかにされた。今お伺いしておりますと、この機会に減らそう、こう言う。しかし、一たん減らしますと――減らすとしたって、今申します通り、なかなかできない、

困難でありますけれども、かりに強引な手段を講じて減らしたといたしますと、そうしてこれを引つこ抜かせたということになれば、今度また増産という場合には何年も何年もかかるわけです。ですから、臨時措置としてやる場合には、生糸等につきましてはある程度そういう措置はできるでしょうが、しかし、養蚕農民に対しては、かりに桑の二割なら二割が不要のものになるというならば、これに対する補償をして、そうして、桑畑はしばらくそのままにしておいて、また来年は何とかそれがもて言えるようにしてやるということではなければ、私は臨時緊急対策にはならないと思うのです。ですから、今度唐突に二割制限を出してこれをやっていくという考え方は、政府の根本的な態度とは非常に矛盾しております。どうしてもそこら辺に割り切れないものがあると思うのです。こういうことをやっていきますと、結局どうなるかということですが、一時と一時的で減らしてやっていったら、またさらにだんだん状況が悪ければよい減らさなければならなくなるのじゃないだろうかという不安も出てくるでしょうし、また、先行きが非常に悪い産業なんだという印象をずっと与えて参りますと、これは業界全体が萎縮することにもなるでしょう。ですから、こゝろで緊急対策と恒久対策を明確に分けて、そうしてきちっとした方針を出さなければ、業界は混乱するばかりではないかと思う。特に、今生糸の輸出は三分の程度であろうと思うのですが、内需が非常に多いのです。ですから、輸出を急速に増大できる見通しがあって、その方面で力を注

いでやっていくということであれば、さらにこの価格を維持しつつ、どんどん増産していけばいいわけですね。今のようだと、内需の方は一体どうなるか。内需の方面におきましても、今のよう不景気で、繊維関係の中小企業あたりでは非常に悲鳴をあげておる。こういうやさきでありますから、少し先行きが不安なような態度を見せなければ、思想的にもずっと引いてくる。もっともと値段をたいたいて安くしなければだめなんだというような人々を生じてくると思うのです。積極政策でいくか消極政策でいくかということは、今日の養蚕業の対策を出す上に非常に私は大事な点だろうと思うのです。緊急対策にしまして、そういう点がいまいであるために、この価格を維持すると言っているものの、ほんとに維持する気があるんだか何だか怪しいというふうなものが出てくる。せっかく恒久対策を出されても効果が半減されてしまうと思うのです。ですから、先ほど大臣が言われた方針を貫くためには、どうしてもこゝろで、価格の維持については十九万円を一回でも割らせない、繭は千四百円を一回でも割らせないんだという確固とした強い方針を貫いていかなければ、どうしてもそこらに疑惑を生んでいくということになろうかと思ひます。

そこで、今度の法案の中で、そういう見地から言いますと、今、繭については、御承知の通り、共同乾繭された二百八十万貫のほか、団協によって製糸に渡されましたその残糸のほとんど大部分が――すでに一部では、いつまでも待っておれない、どうせ千四百円にはなるまい、早いところお金がほしいというところから、千八百十円とか千二百円で取引をしてしまったものもあるわけでありまして、大部分は製糸家の方へ渡されたまま内渡し金千円の状態に置かれておる状態でありまして、これについて絶対に不安がないのだという方針をここで打ち出されること、私は何より先決問題だと思ひます。それは、乾繭倉庫の中にある共同乾繭のものについては、全量を輸出生糸保管会社においていつにても申し入れがあれば無条件でこの最低価格で引き取るのだということ、それから、団協で渡されておるものにつきましては、十九万円を保障しておるのであるから、八千七百五十以下の掛目協定というものは許さないということが実際に行われるだけの措置をここで明示になることが、今直ちに始まろうとしてゐる掛目協定に對しても非常に重大なる前提条件になるわけでありまして、その点についての大臣の御所見を承わりたいと思ひます。

○三浦国務大臣 掛目協定の根本は今御指摘になった通りでございます。それから、これを堅持した態度をもつて取り進めたいと思ひます。従来の養蚕家並びに製糸家に対する指導もここに重点が置かれてございまして、このために糸価も十九万円を維持することができまします。ただいままで清算されておらぬものもありましますけれども、その裏づけができるということになります。その両者の関係の協定等の推移を見まして、そうして適切な指導を加えつつこの問題を解決したいという基本的な態度であります。

○高田委員 先般相場がだいぶ下つて参りまして、各地においてどうしても共同乾繭をしなければならぬ事態に立ち至つたわけでありまして、ところが、そのときに、悲しいことには乾繭施設を持つていないために、製糸業者の協力を懇請したわけですね。ところが、製糸業者の方では、千四百円なんかでとても買えるものではないのだから、そういうふうなもののために何も自分たちの倉庫を貸してやる必要はないというわけで、きっぱり断つてしまつたところが非常に多いのであります。そのために、やむを得ず渡してしまつております。このままではいけません、どういふことになるかと言へば、渡したときにすでに実勢相場で仕切られてもよろしいというのを暗に承認をしたから引き取つておるわけですね。その後製糸家側の意向は若干は変わってきたかと思ひますけれども、やはり根本的には実勢相場にいく、しかも先行き不安ということがある程度の価格で買ひ取れども、全量をすつぱりと言ひ値で養蚕家の希望を入れて買ひ取らぬという状況ではあり得ない。今はこういう状況であらうと思ひます。そこで、千四百円以下の掛目協定を行わせないために、は、何らかの強力な法的な措置、ないしは具体的な力による実効のある措置を具体的にとらなない限りは、やはり掛目協定がでないで思ふので、す。ですから、何らか、たとえばこの法文の中にこれを多少改正するなりいたしまして、そうして絶対にそれ以下を掛目協定を行うことのないような措置を講ずるお考えはございませんか。

○三浦国務大臣 これは、両者の協定に基づきまして、経済的裏づけとして今の糸価の支持、同時にこれから流れてくる繭価の保持、こういうふうになりますから、糸価の維持という経済的措置が講ぜられまことに相並んでこれが実効を期待し得るものでございまして、これを法律で強制するなどという法制のなには別段必要はないと考えておるのでございまして、それによって強力に指導をして参りたいというふうな考えております。

〔委員長退席、田口委員長代理着席〕

○高田委員 若干持ち直したとはいひましても、まだ十九万円にははるかに遠いところにあるわけですから、今のままでは千四百円の掛目協定を自主的な団協によつて結ばせるということはどういふ困難だと思ひます。ですから、その点、こういう乾繭したものに付しましては、まだ最終的なものではないと思ふのですが、もし数量が今後ふえていったような場合、全量を無条件に買ひ入れるのかどうかが、会社の方では、買ひ入れるときに、申し入れさえすればこれを拒否することができないというふうな性格のものであります。か。それとも、やはり最終的に政府の買ひ上げる金額のワケがありますから、それと見合ひながら適当に選別をして、無制限でなく会社が買ひ入れを行うというところになるのであります。

○三浦国務大臣 これが一番肝心のことでございまして、養蚕家と製糸家との間に十分な掛目協定等を行つたしまして、そうしてその実態が即応するといふことになつて初めてその効果が出て参りますので、この情勢を馴致しつ

つ、同時にまた、これは先ほど申し上げました通り、法制等の強制は加えませんが、当事者間もだんだん協定によつて進んで参つておりますし、当局の指導あつせん等も漸次強化されております。そこで、これらの生糸買い上げ等につきましても、それらの情勢の熟しましたものにつぎまして、だんだんといったのでございます。しかも所要の数量は先ほど申し上げました通り効果を生じ得る見込みでございますので、効果はあるものと確信して進んでおるわけでございます。

○高田委員 御承知の通り、例の蚕糸業法を改正いたしまして、団体協約による取引が独禁法の適用を除外されました。それがために、団体協約によつて一粒の繭も農協を通ぜずには売られないように、全部県の養蚕団体によつて一手に集荷しようということを進めてきたわけでありました。そこで、今回のこういうような異変が生じたときに、この団体によつてほんとうに強力に正直に農林省の方針を順守してきたところが今日では一番不安に襲われているわけでありました。それで、幸いにしてふだんから関係施設等を用意をして、そうして乾繭等についてもこれを自主的に奨励しておつたようなところの方が、かえつて今度は乾繭の数量も多いわけですね。乾繭してあるものについては予算の裏づけもほばありますから、春繭についてだけ言えばこれが最低価格で引き取られる。ところが、団協をしてやつてきた方は実勢相場で仕切られるというふうなことになるわけには、これは大へんなことになるわけでありまして、そういう

うことがもしありますれば、今後の蚕糸行政においては、府県段階以下の末端の方においては農林当局の指導に対して非常に深い疑いを持つ。今後は従つていけないというふうなことになるでしょう。この間も、大会において、実は埼玉県の県養蚕の専務さんが泣きながら演説をしておつて、この通り全国模範的な団体によつて埼玉はやつてきたのだ、そうしたところが、とうとう最後のどたんばにきて、繭がいよいよあした出荷だという日にきかたつたために、とうとう実勢相場で売るという内話を与えて全部繭を引き渡すことにしてしまつた、そのときに地にひれふして慟哭し、天を仰いで何とかというような名言を吐いておられましたが、まさにその通りだと思つて、そういうようなわけでありまして、この際、どんなことがありまして、団体によつて製糸に渡された繭は千四百百円を一元でも割らせてはならぬと思つたのです。そういうことがあつたら、今まで農林省の指導にはまじめに従つてきたところも従わない、今までまじめに糾弾したのでありますが、独禁法違反を冒してまでやつてきたのであります。そういうことをやつて従つてきたところは、今度はまたひっくり返しを食うというところになるわけなのであります。今の大臣のお答えでは、制度的にどうするといふのではない。だんだんにそういう方向へ機構が維持されていくことであらうからよからうといふのであります。現在のお十八万円くらいのところをうろつておるような状態でありまして、とうていこれが

十九万円以上にいくことは考えられない。今のままでいきますと、実勢相場に相当したかたは必至だと思つたのです。でありますから、この点について何らかの強力な指導なり強力な法的措置なりを講じて、そうして政府の公約の通りに最低繭価で買い上げられるようにしなければならぬと思つたので、特にその点について強く御要望を申し上げておきます。

それから、最後にもう一つだけお尋ねしておきたいのですが、この臨時措置法だけを出して、これだけでいいというところはわれわれも考えていないのですが、政府としまして、今直ちに具体的なものを出さなければならぬ、これだけの臨時措置を考へるときには、あわせて恒久対策の構想と並行してこれが出てきておると思つたのです。そうでなければ全然場当たりだということになるのですから、その恒久対策としての大綱に見合ったものがこれだろうと思つて、その恒久対策の面ですが、これは、何か一部に伝えられるところになりますと、次の臨時国会にお出しになるような準備をしておるということをお出しになります。その基本的な大綱については明らかにしておく方が、これについての信頼性というものをだてるのでしようし、効果もあるわけなので、この際政府の今考へておる恒久施策の骨格といふものについての大綱の御所見を述べていただきたいと思います。

○三浦国務大臣 ただいままでもこの繭糸価の維持のためには制度を設けてあるわけでございますが、かような臨時

時とは言いながら異常な事態が生じて参りました。しかしながら、従来の制度自体につきましても、養蚕等の面につきましてもいろいろ考究をしなければならぬ面もございまして、養蚕と同時にも、また製糸の関連におきましても、もっと緊密な関連のもとに、いわばある意味の統制とは申しませんが調整のできる、そうして有機的に動き得る体制をもだんだん考へていかなければならぬと思つております。しかも、生糸は一面においては内需がおもなことになる参りましたが、やはり海外にも相当の販路を持つておるというふうなことでございまして、一連のものを考へつつ今後の蚕糸対策を講じて参りたい。近く蚕糸業審議会等に学識経験者等を招き、同時にまたこれらの事業を通じておる人たちの十分な意見も聞きまして、そうして従来の制度の再検討とそうして今後展開すべきそれらの問題につきまして強く進めて参りたい、こういう所存でございます。

○高田委員 農業の中の特殊地帯のものであります。最も重要な現金収入の道をなしている養蚕に対する対策と、生糸あるいは絹織物業なんかに対する対策といふものは、ある程度分けてお考へにならなければならぬ情勢になつてくるのではないかと思つたのです。それで、生糸や絹織物業に対する経済情勢の変化による要請から、直ちに農業方面まで一貫した方策をどうと、いつも同じように立てていきますと、農業といふものは破壊されてしまうのではないかと思つたのです。やはり、普通の企業の方は非常に流動的なものでありますから伸縮自在なものでもあり

ますし、また、それに適応していかなければだめな性質のものであります。が、農業の方はそうはいきませんから、私は、どうしても、恒久対策をお考へになる場合に、この二つのものを一応分けて、農業政策の中で地帯的には非常に重要な一環をなしている蚕糸業対策といふものを特にやはり農業政策としてお考へを願いたい、そういう点からいいますと、二重価格というふうなことを一がいによれば、そんなことはとても財政負担がどうこうというふうなことを言われますが、必然的に二重価格のふた——必ずしも二重価格でなくちゃならぬというのではあります。が、二重価格のような考へ方、農業の立場といふものと企業の立場を分けた考へ方にならなければならぬのではないかと、こういう気がいたします。

それで、そういう点から、この臨時措置の場合にも、繭の維持といふものについては、生糸の価格の維持といふよりももう一段と強いお考へを持つていただきたいと思います。生糸の方は、多少安くなつてもそれで十分引き合えばよいのですし、その方面は割合に伸縮自在性があると思つた。しかし、繭についてはそういう伸縮自在性がありませんから、そこで、必ずしも二重価格ばかりを言うわけではありませんが、その対策を分けて考へていく、農業保護といふ建前から、養蚕に対しては、蚕糸業全般の中へ突っ込んで考へるばかりでなく、特別の考へ方である、こういう考へ方をお持ちでありますかどうか最後に伺ひたいと思います。

○三浦国務大臣 養蚕と製糸の関連につきましても、ただいま高田委員も仰せになりましたが、そういう意見もあ

りますこともわれわれ聞いており、
す。現に、この法案の説明の際にも、
さらに一步を進めて、行政機構の面か
ら言つてもむしろ製糸の段階はこれを
分離したかどうかという御意見
もございます。しかしながら、長年こ
の養蚕業を扱つております農林省の経
験から申しますと、糸を離すことに
よつては必ずしも養蚕家の保護育成に
はならぬ点もありますので、そこで従
来この制度をとつてきたのであります
が、養蚕の段階において安定したもの
をいかにするか、同時にまた、養蚕と
製糸の関連においていかような政策を
とるかというところにつきましては、た
だいま二重価格制度のごとき制度はわ
れわれとしてはとり得ないと思ひます
けれども、幅広に検討いたしまして、
そうして恒久的な対策も考えたい、こ
う存じておる次第でございます。

○田口委員長代理 松平忠久君
大臣に關する質問だけ、一つそういう
ことに限定して下さい。

○松平委員 今度の養蚕関係の臨時措
置法案に關連しまして、若干大臣に質
問したいと思ひますが、今回の異常な
需給関係のアンバランスというもの
が、今日のような臨時措置法にしく
ちやならぬということになっておりま
すが、このアンバランスの原因と申し
ますか、これをよく把握しなければ、
緊急対策といへども、また恒久対策は
むろんでありますけれども、できない
わけでありまして、そこで、このアンバ
ランスがどういふわけであつたかとい
うことを農林当局はどういふふう
に把握しておられるか、これを私は
お伺いしたいのでありますが、それを
分類してお尋ねいたします。

大体、よく売れるものをとにかくコ
ストを安く作るということに尽きるの
であります。売る場合に内需と輸出
がある。この内需関係においても昨年
来不振である、こういうことを言われ
ておる。そこで、大体生糸、絹製品と
いうものが全体の日本人の使つてい
る繊維製品の中での程度の一体立場
を占めておるかというのを農林省と
しても把握しておられるかどうかと思
ひますが、その関連におきましてお伺
いしたい点は、私どもが調べておる
ところによりますと、大体昭和二十七年
以降の日本人一人の繊維の消費量とい
うものは、昭和二十七年を一〇〇とい
つたしまして漸次ふえてきておりまし
て、昭和三十三年には三割五分ふえ
ておるわけでありまして、三割五分も一
人当りの消費量というものがふえてお
るが、繊維の製品の中でひとり絹織物
だけはほとんどふえておらず、むしろ
減つておる、こういう実情は一体何を
意味しておるかということなのであり
ます。この不況のためにこういう危機
を招いたということをよく言う人もあ
りますし、また、供給過剰だといふこ
とを言う人もあります。しかしなが
ら、過去五年間の実績を調べてみる
と、そういうことは考えられないので
あつて、大体が、一人当りの繊維製品
のふえている量というものは、他の織
維はステディにふえてきておるが、し
かし、絹はほとんどふえておらず、む
しろ昭和二十七年の消費を一〇〇
としますと、三十二年には九六に
減つておる。こういう実情でありま
す。他の繊維は三割五分ふえておるけ
れども、絹の方は四割減つておる。他
の繊維はふえておるけれども、絹自体

は、われわれ人類の繊維の消費量の中
でも、日本人の内需の中におきまして
もなおかつ減つておるという理由は一
体どこにあるのか、それをどういふ
うに農林大臣はお考えになっておる
か、この点を私はお伺いしたい。

○三浦國務大臣 この需要の趨勢につ
きましては、事務当局から若干説明さ
せていただきます。

○須賀政府委員 ただいま御指摘のあ
りました生糸の繊維全体における消費
の割合であります。これは、ただいま
お話がありましたが、これは、総体的な
割合ではお話し通り減少いたしてあり
ます。私どもが調べておりますところ
によりまして、昭和三十一年の資料
で二・四％。日本の繊維総消費量の中
で生糸の占めております割合は二％強
というふうなところになっております。

これは、特にここ数年におきまして人
工繊維の発達によりまして、繊維全体
の消費傾向が大きく變つて参つてお
ります。これは私から申し上げる
までもないのであります。綿、羊毛、絹
その他この種のいわゆる天然繊維は、
消費割合としては総体的に減つて参り
ました。化纖その他のものは量として
ふえて参つておることは、最近の傾向
としてはその通りだと思つており
ます。

○松平委員 今小さい声でお答えに
なつたのでよくわかりません。した
が、農林省の考え方、実情をちよつ
と認識してないかと思ふのです。それ
は、天然繊維がだんだん減つてきて
おるということをおっしゃいましたけ
れども、この五年間における毛紡であ
るか綿紡というものはやはりふえて
おります。これは一割程度ふえており

す。しかるに絹だけが減つておるとい
うことは一体どこに原因があるのか。
私は、これは今のあなたの答弁では納
得できない。全体的に繊維がふえてい
る中で、絹もふえておりますし、毛
紡もふえておりますが、しかし絹だけ
がひとり減つておるといふのはどこに
原因があるのか。値段が高のか、ある
いはまた絹織物業者とかあるいは製
業者の業界のつかみ方が下手なのか。
何かそこに特別の原因がある、私はこ
ういふふうにおもふのです。その特別
の原因というものをあなた方はどうい
ふふうにお考えになっておるか。ほかの
ものに比べてこれだけがひとり減るの
は何か原因があると私は思ふのです。
その原因を突きとめずしてこの臨時対
策を立ててみて、くその役にも立た
ぬと思ふ。あなた方には原因が何だか
わからぬじゃないですか。ほかのもの
はふえておつて絹だけが減つておると
いふ原因がどこにあるのか。しかも、
今あなたは、毛紡も減つておるとか、
あるいは綿紡も減つておるといふこと
を言われましたけれども、そういう統
計はありません。綿紡は一割以上ふえ
ており、毛紡もふえております。しか
るに絹だけは四割も減つておるとい
うことは、何かそこに原因がなければなら
ぬわけだ。その原因を突きとめずして
対策を立てるということではだめでは
ない。その原因を承知したい。

○須賀政府委員 特に生糸の場合にお
きましては、ただいまお話のように、消
費の伸びが少いという御指摘ござい
ます。ただし、これは、今年のような
異常な生産増加のもとにおきましてこ
ういふ状態を呈したわけでございます
す。昭和三十一年までは年間百万貫の

生産増加に對しまして、生糸にいたし
まして一百万貫、それだけ輸出・内需兩
方の面において年々消費増加をいたし
てきておるわけでありまして、従いま
して、昭和三十一年までは、農家が作
りましたものがそのまゝの形において実
需に流れたわけでございます。ほかの
繊維との消費割合も総体的に伸びてお
りませんのも、生糸の生産が繭の生産
に比べて伸びておらず、かりにふや
そうと思ひましても、直ちにそういう
形においてふえるものではない。緩慢
なテンポをたどつております。一方、
化纖等は相当早い速度で伸びておりま
す。その關係は、伸び方においてかな
りの違いが出ております。

○松平委員 大臣、一つ事務当局の言
うことをよく聞いてもらいたいのです
が、その答えは間違つております。そ
れは、政府の発表したものによります
と、昭和二十七年の生糸の消費量を一
〇〇といたしますと、昭和二十八年に
は一〇一でありまして、昭和二十九年に
は八九でありまして、昭和三十年は九
九であります。すなわち、これは昭和二
十七年よりもふえていないということ
なんです。蚕糸局長の言うことは間違
いであります。そういう間違つた統計に基
いてやつておるから、ちがはぬ政策しか
できない。政府自身が発表しておる統
計がそういう統計なんです。その点に
ついて、私は、もっと根本的に、緊急
対策にいたしまして、この対策を考
えてもらわなければならぬと思ふ。

そこで、これは伸びない原因という
ものはどこにあるかという、われわれ
が聞いておるところは、やはり値段が
高いということなんです。高いから伸
びない。この間に一番伸びております

のは合成繊維の中のナイロンの系統なんです。このナイロンの系統は、この五年間に二・二倍の伸びを示しております。アセテートは最も絹に近いものです。今日のアセテートは絹と変りはありません。従って、このアセテートの伸びというものは絹を脅かすわけなんです。ところがアセテートというのはこの五年間にやはり二倍以上に伸びております。そうして、全体の数量は、生糸が大体一人当り〇・二七二ポンド昨年は使われております。ところがアセテートは〇・二三八ポンド使われておる。ほとんど絹と同じ量のアセテートが使われるようなことになってしまった。こういう状態なんです。ですから、私は、生糸の問題を考える場合においては、これらの全体の繊維の中の生糸の地位というものを考えられて、なおかつそれが農民に非常に関係が深いので、その上で対策を立てなければならぬと思う。そうして、その中の最も深い原因を探索して、それを分析して対策を立てなければならぬと思うのです。

〔田口委員長代理退席、本名委員長代理着席〕

次に伺いたいのは輸出なんです。輸出は、なるほど生糸はこの一月からほとんど減退をしておりますが、しかしながら、絹織物が減退をしないのはどういうわけであるか。絹織物が昨年よりもこの輸出が上回っているというのはどういう関係にあるのか。大臣はそれをどういうように考えていますか。生糸は少しも出ない。しかし絹織物はこの二、三年の間にはほとんど毎年五割増しくらい出しております。しかもことしは去年と匹敵するくらいに、むしろ去年を上回るくらいに絹織物は外国に出ているじやありませんか。アメリカに出ているじやありませんか。十羽羽二重なんというものは、ほとんど出ているじやありませんか。一体あなたはそれをどういうふうにかえてゐるか。生糸は売れないけれども絹織物はほとんど出ている。これをどういうふうに大臣はお考えです。

〇三浦国務大臣 生糸の消費につきましては、先ほど局長の申し上げたのは生糸自体の観測を申し上げたのであって、それがさらに用途別の検討は怠っておりまして、これはなお今後とも十分に検討してもらいたい、こう考へます。どうも私も織物の方ではよく実情を存じません。しかし、生糸の問題につきましては、アメリカにおいては一定量の需要のありますことも皆御承知の通りです。しかしながら、一番困る問題は、不安定である場合に取引が停頓する、これが最大の問題であります。そこで、生糸が常に安定した糸価をもって供給されることを期待しておる、こういう関係にありますので、われわれとしては、生糸の対米輸出につきましては、その観点に立つて今まで施策しておたのでございまして、なお絹織物等の関連におきまして改善しなければならぬ等の点がありまして、もちろん検討して、十分対処していきたいと考えておる次第であります。

〇松平委員 その大臣のお考え、よくわかります。生糸が不安定であって、原糸が不安定であるから、その取引がなかなかない、これはその通りでしょう。それに関連して、製品である絹織物の方が間接的な影響しかないから、これは出ていくというのはその通りでしょう。しかしながら、近年の対米貿易を見ますと、絹織物というものは、三十年には二千九百万平方ヤード出ています。三十一年にはそれが何と四千六百万平方ヤードになっております。三十二年にはさらにその五割増しの六千二百百万平方ヤード出ておるのであります。圧倒的に毎年五割ずつふえて絹織物がアメリカへ輸出されておる。そして三十三年度は昨年よりも上回るといふ今日の実績になっておる。私はこれはよほど考えてみなければならぬところがあるだろうと思ふのです。というところは、やはりこれは生糸の値段の問題になってくると思ふ。アメリカにおける原糸から織物に至るまでの加工賃は、日本の加工賃の約十倍であります。従って、こちらが十九万で買ったものを十分の一の加工賃で出したならば、ほとんどアメリカへ売れる。しかしながら、その十九万円でアメリカが日本の十倍の加工賃をかけたものは売れないのであります。そこに問題がある。この値段を決定するといふ場合には、日本の絹織物の値段をもっと上げなければならぬ。もし原糸を十九万円に決定するといふなら、日本の輸出産業に対する生糸の払い下げは二十一万円なり二十二万円にしなれば、これはバランスがとれます。今日決定しているような十九万円の安定帯価格ではなくて、そこにきつつけするような格好になってしまったこの制度は、やっつけていけばいかに、絹織物は出ますけれども、原糸は出ません。この制度を続けていく限り、生糸は漸次減って参ります。そして絹織物が漸次よけいに出ていくということになると思ふ。私は断言せざるを得ないと思ふ。ですから、もしこの制度をやろうとするならば、対米の生糸の値段と、アメリカに輸出している絹織物業者に保管会社から払い下げる値段とは、差異をつけていかなければ、バランスがどうしてもとれないから、そういうことを考えていかなければならぬと思ふ。大臣はその間の消息はお知りになつておるかどうか知らぬが、一体どういうふうにしろうとがらお考えになりますか。

〇三浦国務大臣 率直に申し上げて、それらの事情はまだ暗いのでございまして、なお十分に考究して参りたいと思つております。

〇松平委員 その点は、私は日本の行政の欠陥であらうと思ふ。つまり、農林省と通産省の間に所管事項が分れておると、その間に何らの連絡がないといふところに非常に大きな欠陥がある。ですから、きょうは実は行政管理庁の長官になっておる国務大臣を呼んできてその点までたどらうと思つただけけれども、生糸をほんとうにやっつけていかなければだめなんです。内需におきましても、今私が申しましたように、農林省の見方と通産省の見方は違つております。また、輸出においても、ことごとく違つておる。しかも、それも技術的な試験所の関係等にきましてなおさら違つてくるわけなんです。それもおかしいのだが、そういう場合に、行政指導の一貫性を欠いておるといふところに私は非常に大きな難点があると思ふ。それで、今後お考えをおきをお願いしたいと思ふ。

思ひますのは、輸出絹織物業者に対する保管会社からの生糸の払い下げ値段と、原糸でアメリカへ出す生糸の値段というもののについては、そのところの若干の関係を考えられて、少くとも向うの絹織物業者がやつていける、そういうところの値段を落つかせていかなければならぬと思ふ。言いかえらば、もし十九万円に向うに売るといふならば、日本の業者にはそれよりも高く売るといふようなことをいたしまして、そうしてそこにバランスをとりながらやつていくということにならなければ生糸の輸出というものは伸びないというように私は見ております。その点についての研究をもう少し通産側と一緒にやっていただきたい、こういうことをお願い申し上げるわけでありまして。

それから、もう一つお聞きしたい点は、昨年来人絹の危機が参りました。この人絹の危機を突破する一つの方法をいたしまして、人絹の一手買取機関を作つて、それによつて外国貿易を進めていくということになった。今日の十九万円というこの値段をスティックして大体この方向でいくというならば、すでに横浜の浜業者の中にはうまみがないというのでやめていくという考え方を持ってきている者もある。確かに幅がありませんから、これは今までのような輸出業者がそれに飛びついていくことはだんだん少くなつていくのではないかと思ふのであります。従つて、この際、やはり人絹と同じような考え方を持つて、一手買取機関というものを作つて、これによつて外国貿易を一手にやらせていくというふうな方向でいくならば、今申

しましたところの絹製品と生糸とのバランスがとれるようなこともできるだろう、また過当競争というものも絹織物については避けていくことができるだろうと思うのですが、この一手買取機関に対する構想というものを政府部内ではお持ちになっておられるかどうか、これをお伺いしたい。

○三浦国務大臣 輸出につきまして二重価格制度のような制度をとる考えはたまたまのところではございませんが、輸出の機構につきましては、なお十分に検討を重ねて、新しい方途等を見出したい、こういう考えでございます。また政府部内には買取会社等の構想はございません。

○松平委員 次に伺いたい点は、先ほど高田委員からかなり繰り返して質問があったわけでありまして、私もその点に対して同様の疑いを持っておりまして、この際お聞かせ願いたいと思うのですが、今日の十九万円、千四百円というこの制度は、これを信用するかどうかということに私はかかっておると思うのです。アメリカあたりから——おそらく大臣の耳にも入っておるであらう。アメリカのサリバン君から電報が来ているはずであります。この電報によると日本は実勢価格に落ちつかしていった方がいいんじゃないか、こういうことを言っておる。また、ほかのちよつと名前を忘れましたが、アメリカの業者から来ているのは、やはり同じようなことを言っている、成り行きにまかしたらどうか、こういうことを日本の関係商社に言ってきたりします。そういったものと、アメリカの考え方というものは、生糸を代表するサリバンあたりがそう

いうことを言っておるということは、これはただならぬことではないか。よほど日本はふんどしを締めてからならければ、私は、アメリカの言っておるところの成り行き相場、実勢相場に漸次いくべしという考え方に日本は支配されると思うのです。アメリカ自身がそういう考え方を持っておるならば、これは、百五十億程度のものによって当面を糊塗する、そうして九月かそこらになってまた底をついてきまして同様なことを繰り返していくという十九万円では売れません。そこで、もし十九万円というものを堅持するというならば、長期の安定をはかるということ、現在の経済常識におきましては、ことに生糸の場合に先物も相当ある、こういうものの場合におきましては、何としても二年間の安定をはかるという覚悟がなければこれははかれません。従って、何としても来年も十九万円を堅持するのだという方針を政府がほんとうに腹にきめるならば、これはそれでいくでありましょう。アメリカにおきます生糸の立場というものは、全体の繊維製品の中で〇・三％しかない全く微々たるもののなです。そういうものがアメリカの景気等によって支配されることはないのではありません。これは大臣や大蔵大臣も言っていましたけれども、今度アメリカが買い控えたというのはアメリカの景気が悪くなったから買い控えたと言っておられるけれども、大間違いだ。これは消費の実態から見れば〇・三％しかないようなもので、今生糸はアメリカの景気に左右されるような階

層が使っておるのではありません。従って、私は、そういう認識のもとにいくのではだめだと思ふ。それから、言葉をかえて、ほかの人の言うところを聞いてみると、その人は、たとえば大臣も言われておりましたが、値段が問題ではないと言っておる。値段の安定が問題なのだと言っておる。私は確かにそうだと思う。確かにアメリカについては値段の高低ということは問題ないと思うのです。しかしながら、業者は、やはり安い方がいいから、サリバンのようなそういう考え方で、日本の業者を通じて日本を指導しようという考え方を持っておる。私はこれに乗ってはへんだと思ふ。だから、乗らずにおるならば、どうしてもここでもって十九万円を堅持するという覚悟をきめるならば、少くともアメリカの連中が策動しないように、これを封する必要がある。それには、何としても来年もこれをやるのだ、二年間は動かさない、こういう態度をとるならば、彼らは先物でもこれは十九万円で買います。さもないければ先物も買わない。その場限りのものをちょこちょこ買つて、そうして九月、十月になって値がくずれるのを見てまた買う、こういうことに私はなと思うのだが、その辺の消息を政府はおそらく御承知だろうと思う。だから、その消息を知っておるならば、それに乗らぬような対策を講ずる意味において、ここところは何かとしても来年も——再来年もということ言いたいのだけれども、そこを言う必要はない。二年間でいいです。二年間はやらぬのだ、これはもう絶対に下げない、これでいくのだ、こういう方針をとる必要があると思うのだ

が、大臣はその点はどういうふうにお考えですか。

○三浦国務大臣 私、ある程度の長さをもちまして、あまり臨機緊急だというにとらわれずに、安定した方策を講じて、持続的に安定するような方策をとりたいと考えております。

○松平委員 それは非常にいい答弁であります。(笑)これは大臣からはまあその程度でいいです。もう少し言ってもいいと思うのだけれども……。しかし、これは、九月になってこれが底をついてきたときにそんなことを言ったってだめです。これは、八月ごろまた一つ審議会でも開いてもらって、そこでわれわれが議論しますが、そのときにやはりそういう考え方を持って臨まなければ、これは結局向うからの買いくずしが来まして、くずれていく、こういうふうに見ておるのだ、今の大臣の継続的にこれをやるというその考え方は、あくまで一つやっもららうと同時に、その継続の仕方が、見えすいたような、相手に乗ぜられるような継続の仕方をしてもいいくないというのを特に私はこの際申し上げておきたいと思うのです。

そこで、次にお伺いしたい点があるのですが、それはもういうことなんです。アメリカで売れる生糸というものを日本は作っていないと思うのです。今日日本が作っているのは二一中Aと云うのだそうです。私も技術的なことはよく知りません。しかしながら、現在アメリカが欲しておるものは何であるかという、繊維製品の中の、いわゆる細手で、日本というならば十友羽二重というのものと薄いものを向うは欲しておつて、今日編みものに

使っておる生糸なんというものはほとんどありません。たまたま向うへ行っている日本の通産省の駐在員がおりまして、農林省の方からその駐在員を使って、新しい用途を開かんとして研究をしておる。そういう中に編みものがあるようでもあります。しかし、今日までのところ、概してその成績がよくない。そこで、伸びない。結局売れているのは何かというと、スカーフだとかハンカチだとかあるいはワイシャツの生地だとか、そういう繊維製品なんです。この繊維製品を作るという日本生糸の実態ではありません。蚕種にいたしまして、あるいはお蚕を飼う養蚕家にいたしまして、あるいはまた製糸もそうではありません。横浜の生糸検査所は幾らか直しましたけれども、やはりこの制度そのものは根本的に改革されておられません。ですから、日本における生糸は蚕種から検査まで全然時代おくれなんです。この時代おくれを直していかなければ、日本の生糸の需要なんというものは伸ばすことはできない。これが私どもの今日の確信なんです。ですから、農林省は、向うが何に使っているのだということの実態をよく調べて、その調べたいかという一つのパターンを作らなければならぬ。このパターンを作つて、蚕種はどういうものにする、蚕の飼いはどういうふうにするのだ、生糸の製糸はどういうふうにするのだ、織りむらはどうするのだということを、そこまで考えていかなければ、今日はもういかに段階にきてしまつています。つまり、今までのように売手市場では

ないわけであつて、買手市場で、しかも、この買手市場が、ほかの繊維が出てきたから、なかなか競争が激甚であるので、そこまで研究というものをよくいたしまして、現状を把握した上で日本の行政指導その他を考えていかなければならぬが、今日まで農林省のやってきたことをずっと見ておきますと、その点が非常に欠けておつたのではないかと、こういうふうに私は思います。しかも、それはひとり農林省だけではなくて、これは蚕種業者もあるいは製糸業者も違つております。考え方がだめなんです。そこで、私は、日本の国内の内需の場合から言ひまして、今日日本が一番生糸が売れなくなつたという原因は、製糸業者並びに織物業者に罪があると思う。製糸と織物に罪があるのであります。なぜかという、今日消費者に対して絹といふものは全然宣伝をいたしておりません。消費者に対して国内においてもただの一種でも金を使つておりません。ところが、今日の新しい繊維はどううかという、この秋カシミアンという新しい繊維が出ます。このカシミアンという繊維のために、その会社は現在三億円の宣伝費を用意して使つております。まだその繊維は出ないのであります。大体が繊維の会社は五割を宣伝費に使うといふことになっておりまして、今日日本の機屋さんは、絹織物をやっている人は宣伝なんかするだけの能力もない。製糸会社も全然そういう方面の宣伝は怠つておつて、ただ機屋さんに対してサービスをよくするとか先染めをするとかいうようなことでサービス程度の宣伝をいたしておるわけでありまして。消費者に対して

は何らのこともやっておらない。これが絹の実態である。私は、そういうところ、今までの消極性というのか、あるいは保守性というのか、そういうものが積り積つてやはり消費といふものが非常に減退してある一因があると思ひます。そのことは対外宣伝でも同じなんです。だから、私は、もつと生糸に対する感覚を新しく変えた行政指導なり立法措置といふものを講じなければならぬ、こういうふうに考えます。そこで、今日絹織物がだんだん伸びてきておつて、ことしも去年よりも伸びておつて、傾向にあるのはどういふ原因であるかといふ、今日の実績を調べてみますと、いわゆる十奴の羽二重といふものは本絹は伸びておりません。この本絹はもう頭打ちで伸びません。現在伸びておるのは、いわゆるまぜ織り、交織が非常に伸びておる。ところが、この交織について農林省は反対の立場をとつておるのじやなかつたかと私は思う。生糸の製糸業者も大かたこの交織を奨励するといふことに対して否定的な態度をとつておられます。ところが、世界の情勢はそうではなくて、交織の方がどんどん伸びておるといふ実態なんです。そこで、交織の試験研究をするといつても、太蔵省では金を出しません。繊維工業試験所長を今日私は呼んでおつたのだが、今洋行中といふので来れない。この繊維工業試験所で交織をやつて新しい繊維を作つていくといふ考え方でやつても、ナイロンとか、そういう化学繊維に対しては金を出されども、生糸については一文も金を出さぬ、これが太蔵省の態度なんです。この間本会議で通産大臣が、試験研究に金が二千万とかある

のだと言つたけれども、実際の問題として繊維工業試験所には絹織物に対する金はありません。そこで、だれもそういうことをやりたくても金がないからやれない、計画を出しても本省でもこれをサポートしてくれない、太蔵省に行つても削られる、こういうわけでありまして、一向絹織物の方は榮えておりません。進歩も発展もない。これが現状なのだから、この点に対して一貫行政といふことが必要であるといふふうに見ているわけなんです。そこで、この試験研究に關しましては、織物に対する試験をもつと徹底させていく必要がある。このことは、まず通産大臣とあなたがよく話されて、そして太蔵省へ持ち込んでいって、新しい形の繊維を作つていくといふことを積極的に考えてもらいたい、これを要望いたしておきます。

それから、もう一つは、問題はいかにコストを安くするかといふことなんです。コストを安くすれば、二割制限しようが三割制限しようが、そんなことは問題ない、コストを安くして今の二倍も三倍も反収があれば、それで農民は満足なんです。ですから、反収を上げるといふことを今日農林省はずつと考へられてやつておられる。この反収を上げるといふことで桑園の改良等を今日やつております。昨年蚕糸局長も行ってごらんになったから御存じであるわけであるが、やはり科学的な桑の一つの革命といふものを起さなければならぬ。桑園に対しては今までのような改良主義ではだめです。今いろいろな科学が発達しまして農業に應用されておる。これによつて桑園といふものが少くとも今の倍くらい反収をあげるという桑を作つていく。新しい桑、これは桑でないかもしれませぬ。これは現にそういうものができておりまして、桑の細胞を全部変えてしまふ。染色体を変えてしまふ。今桑が二十八の染色体であります。二十八の染色体といふものを五十六にしまふのです。倍の四倍体といふ桑にして、五十六の染色体を作るといふことになりまして、大体収量は倍になります。世界では今の日本の桑はまことに原始的なものであつて——桑の一番原始的なものといふものは一倍体でありまして、そして普及されておるものは二倍体の桑なんです。ところが、一ノ瀬でも、あるいは改良鼠返でも、これはいいのを持つてくる。それを分析してみれば三倍体なんです。自然に三倍体といふものを農民は作り出して、それを桑の一番いい品種として売つておる。ところが、人工でこれを四倍体にした六倍体にするのが今日ではできるわけなんです。そこで、農林省はそういう科学的なところへもつと金をつぎ込まなければならぬ。これによつて新しい桑を作つていったならば、今の桑の反収を倍に上げることはむづかしいはない。これは学者も説明しており、現に実験もしておる。そういうことにももう少し科学性を發揮して、営農形態その他から養蚕家をしてやらしていくといふ方向に切りかえていかなければならぬ。それには、今の試験場皆さん方の持つておられるもの、各県にある蚕業試験場、これらの活用をはかつていかなければならぬが、これらの人々の中には、なかなか頭が固くて新しいところへ飛びついてくる人もない。そこで、私は、この技術者の頭の

切りかえといふことを考えていかなければならぬと思ふのです。技術者はなかなかいいところもあるけれども、そういうところになかなか頑強なところもあります。ですから、そういう新しい科学的なものを取り入れていくといふところに相当重きを置いて対策——これは恒久対策になりませうけれども、お考え置きを願ひたい、こう思うが、以上の点について、これは私一人で、しゃべつてゐるので、大臣の所見を伺ひたいと思ひます。

○三浦国務大臣 非常に傾聴すべき御意見を承りまして、当局をよく御鞭撻下さいまして、この点はありますがどうございます。

さて、新規用途の開拓の問題につきまして織物との關係を強調されたのでございまして、当局としましては、交織面等は当然に新規用途を求めなければならぬ、こう着眼いたしておりました。よりより通産省とも連絡いたしておりました。そこで、今度買い上げてあります生糸等は、大体安定して糸価に影響を及ぼさぬといふふうな制限のもとに、この試験研究用のためには生糸の供給について相当考慮して参る所存でありますし、それから、通産省の方におきましても相当これを受け入れる用意があるようございますから、今御指摘の方途は強く進めて参りたいと存じております。

同時に、反収の増加に伴う桑の新科学性を取り入れた問題でございまして、これはもう、農林省といたしましては、ただ単に蚕糸の問題ばかりでなく、他の面につきましても、これは思い切つて革新的にやるべき事態だと思ひますので、御意見をよく尊重いた

しまして、将来の施設拡大に寄与したいと思っております。

○本名委員長代理 ちよと松平委員に申し上げます。あとお二人通告がありますし、大臣の都合もありますので、なるべく簡単にお願いたします。

○松平委員 最後にお伺いしたい点は、先ほども出ましたが二割制限の点でございます。この二割制限の問題は、聞くところによると、来年はわかないが、来年もこういう状態ならまた制限するのだ、こういうことを言っておられるらしい。そしてこれに対しては補償もない。しかし、蚕種に対しては補償がある。蚕種に対しては補償があるのに、農家に対しては補償がない。私はこれほど今までの政策において矛盾したものはないと思う。おそろくつい最近までどこでも増産々々でやってきた。それを今日二割制限というところで何らの補償もなければ支持もない。そうしてこれは自主的制限だといって犠牲を押しつけるような政策。これはまことに悪い政策で、私はおそろく実行はできかねると思うが、一体農林省はどういう用意があつてこういうものを卒然として出してきたのか。聞くところによると、事務局も、こういうむちゃな案ではとびつくりしたという、こういうことを聞いておるが、どういう成算があつてこれをやろうとしておるのか、私はこれはほとんどできなからうと思う。やるとすれば相当の金を用意しなければならぬ、こういうふうには考えますが、これはどういう意図です。

○三浦國務大臣 先ほど、私の考え方といひますか、農林省の取り来つたことを申し上げたのでございますが、これは、春以来この対策を講ずると同時に、夏秋蚕に対す一つの対策として生産の調整を要請して参つたのであります。もう少し詳しくこの経緯を蚕糸局長から……

そこで、問題の、今のところ桑園の改植までは実はまだ進んでおりません。従ひまして、まず第一に、繭価を千四百円に支持して、そして損失をなからしむるということに重点を集中したわけでありまして、おそろくまだ残つておると思ひますけれども、今日のところは繭価を維持して農家の受ける損失を防止したいということが重点になつておりますこと御了承願ひたいと思ひます。

○松平委員 そうすると、率直に言へば、結局自主制限ということによつてそれだけの犠牲をがまんしてもらひたい、そういうことになるわけですか。農民に二割損しろということですか。

〔本名委員長代理退席、委員長着席〕

○三浦國務大臣 問題になつております繭価を維持して、それから損失を防止してあげよう。それから、二割の減産、これは、非常時に應じて調整してこの際としてはやつていたのだきといふことで、ある意味では自衛的なものとして一つ自発的にやつていたのだきといふこと、従ひまして、これに伴つて今後桑園等に対して非常な損失等があつたというやうなことであります、これはいろいろ考えなければならぬと思ひますが、ただいまのところ、この夏秋蚕に不要になつた桑を補償するということまでまだ考へておりません。

○松平委員 若干含みのある御答弁であつたわけでありまして、ただげんこつでもつて制限するということではななくて、何らかの含みを残してあるたゞいまの御答弁に受け取れたわけでありませんが、その点に関連して、桑苗業者といふものは二割制限ということになつて一文も収入がないということになつておるのです。今日約八千万程度の桑苗があると思うのですが、しかもこれが二年生であるということになりますと、桑苗業者は収入皆無ということになるのだが、これに対しても犠牲を払ふ、こういうことなんですか。

○須賀政府委員 桑苗の問題は、ただいまお話しのように非常に大きな問題であると思ひます。現実に問題が起きますのは今年の十一月以降の問題でございます。今回の措置によりまして桑苗の需要等が現実になつておるやうな動向になつて参るかと、それらの事態をよく検討いたしまして、もう少し先でこれに対する具体的な対策を考へたいと思ひます。

○松平委員 もう少し先で具体的な考へといふのは、やはり補償等を含んでの具体的な対策といふ意味ですか。

○須賀政府委員 桑苗の対策は、率直に申しまして、先般来内部でもいろいろ相談をいたしておるのであります。現段階においては、これが最も適切であるといふ対策までまだきまつておりません。もう少し検討の時間を与えていただきたいといふことであります。

○三浦國務大臣 今の点ですが、よく事情を調べまして、できるだけのことはいふ考へでございますから……

○松浦委員長 栗原俊夫君。

○栗原委員 先ほど来同僚委員からの質問を通じて、大臣は、今回の事態は異常な事態である、こういうことを盛んに述べておられるのですが、どういふところが異常であるとお考へになつておるのか、まずこの点からお伺ひをいたしたい。

○三浦國務大臣 繭の生産にして大体上下千五百万、合せて三千万程度が持続されておつたわけでございますが、昨年の秋、それが約千七百万ほどに上昇してきた。これが実は、通例考へておりました事態とは異なつて、思わざる豊作といひますか、予想せざる状況の変遷となつたのであります。もう一つは、この春の繭におきまして、その豊作がまた続きました。いわゆる増産になつた。勢い、これが製糸の方に影響いたしまして、それがまた増産の傾向を助長してきたのであります。同時に、先ほど申しました通り、生糸の需給事情が沈滞して参りました。そして、この春以来生糸の買い上げ等もふえております。これがつまり市場方面を悪化させて糸価の低落を来たした。そういうことでございまして、とにかく、こゝ一、二年の間に不測の事態を生じた、こう見ておるわけでありまして。

○栗原委員 私どもは、養蚕問題について政府が五カ年計画を立案され、順次反収を上げる等の問題を中心にしてはありますが、生産量をふやしていく、こういう傾向をたどつておると教えられてきたわけでありまして。また、需給関係の、特に消費面につきましても、順次五カ年計画によつて生産をふやすといふことは、消費もふえていくという展望の上に計画が立てられてきた、こう理解しておるのですが、そう

した中に、わずかに生産がふえた、こういうことで異常な事態であるとびつくりぎょうてんしておる。一体政府は今までもどんなことを展望しながら五カ年計画を立てておつたのですか。そしてまた、前農林大臣を中心とした蚕糸業対策と、新しい三浦農林大臣の蚕糸業対策の間に大きな断層がここにできるのですから、前の方針を続けていこうとしておるのですか。この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○三浦國務大臣 五カ年計画の推移でございまして、繭については約百万貫程度の増産ができました。そして、製糸についても、先ほど松平委員から織物方面との関係においていろいろ御議論がございましたが、生糸の消費量もここ数年のうちに順調な足取りをとつてきたことは實際だろふと思ひます。ところが、その順調な足取りが、昨年の春、秋の豊作、今年の春の豊作と相次ぎまして、アンバランスが生じたといふことでございまして、この臨機措置をとらざるを得ない、こう考へております。同時に、前農林大臣のおとりになりました政策は忠実に承継しまして、蚕糸業対策の誤まらざらぬことを努めておる次第でございます。

○栗原委員 実は、今年の春の国会で前農林大臣にお尋ねをしました。それは、今年の春にもうすでに繭の値段、生糸の値段等がぐずれてきて非常に心配な状況になつた中で、政府の五カ年計画といふものは一体どこで変更があるのかどうか、五カ年計画ののつとつて増産に努めておつたのだが、一体その増産の線にのつとつてまじめに増産

に努めていいのかわるか、こういうことを率直にお尋ねした。もしそれが工合が悪いのなら、この辺ではっきり明示してくれぬと大問題になる、こういうお尋ねをしたときに、前農林大臣は、農民の方々は御安心なさって増産に努めてもらいたい、こうははっきりと表明している。これとたまたまの措置とは、だいたい行き違つておるように思ふけれども、大臣はどんなふうにお考えになります。

○三浦国務大臣 当時お答えになったその状況は、私、存じませんから、何でございませう、五カ年計画の遂行につきまして、前大臣は、既定計画によつてお進めなされ、その遂行に伴ひまして適切な措置を講じて、農民の人々に御迷惑がからぬようにという御信念であつたかと思ひます。その基本的な考え方につきましては、私は同じ考えでございませう。

○栗原委員 それでは大臣にあらためてお伺いします。養蚕に対する五カ年計画の内容を大臣はどのようにお考えになつておられるか、これを明らかにしてもらいたい。

○三浦国務大臣 率直に申し上げて、詳細なことはまだ私もよく存じておりません。ただ、私の存じておりますのは、年次計画によつて大体百万貫程度の増産を期待しつつ、桑園の関係も同時にまた養蚕方面も、そのめどのもとにこれを伸ばしていく、そうしてこれに伴う糸もなにする、そうしてこれに対応して今までやつてきた、こう心得ております。

○栗原委員 今度の臨時措置の一つの裏づけとして夏秋蚕を二割調整をしていくのだ、こういうことをはつきり申

しておるのですが、百万貫ずつでも伸ばしていくという五カ年計画の中で二割を調整するのだ、このことは一体どういう工合になるのですか。これを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○三浦国務大臣 これは、つまり、予想以上の変動が出て参りましたから、これをこの際自主的に調整して、そうして政府の施策と同時に自衛的な手段によつてこれをなだらかにものにして安定なものにしようというのがねらいでございませう。

○栗原委員 もう少し率直に、養蚕業について展望を語つたんだ、ここで五カ年計画といふものは根本的に変えなければならぬかどへ来たんだ、こうおっしゃらないのですか。この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○三浦国務大臣 この際の臨機な措置をとりますと同時に、恒久対策は講ずべきものと思ひますから、これは、事態を率直に再検討して、新事態の対策は講じたい考えであります。

○栗原委員 今度の新しい事態、こういうことに対処するのに、政府は特に単独立法で臨時措置法案というものを出してきて。すでに繭糸価を安定するためには繭糸価格安定法というものがあつたわけですが、繭糸価格安定法によらずして、なぜ特にこうした臨時措置法案というような単独立法をしなければならぬのか。関係農民あるいは関係業者の納得する御答弁をお願いしたいと思ひます。なぜ繭糸価格安定法の改正等によつて処理できないのか。

○三浦国務大臣 これは全くの臨時的な措置でございませう、これは従来ありますけれども、この臨時措置法によつて弾力のある措置を講じて、この

事態の解明に努力したい、こういうこととでございませう。

○栗原委員 今回のこうした臨時措置を講ずる事態、これは繭が思ったよりよく伸びた過ぎた、一方においては需要関係から言つて値段もばかに下つた、そこで繭糸価を安定しなければならぬ、こういう趣旨だと説明をされておるわけでありませう、先ほど高田同僚委員からもだいたひ詳しく質問しておつたのでありますが、生糸において十九万円、繭において千四百円、こういうものを維持していくその措置である、こういうことであります、政府では莫大な税金から金を支出して、生糸十九万円あるは繭千四百円というものを維持していく、こういう決意をしておるわけですが、現実には、清算市場、こういうところでその価格を割つて、しかもわずかの瞬間的に小額を割り込んでいふのならばとにかく、ほとんど恒久的な姿で数万円を割り込んでおる、こういうような姿を、国の法律の権威と申しますか、国の施策の権威と申しますか、こういう権威の立場から見てどうお考えになつておられるのでしよう。われわれにはどうもこれが納得がいかない。この点についての所見をお伺いしたいと存じます。

○三浦国務大臣 まだこれは実施期に入つておりませんで、法律の御審議を経ていよいよ実施期になりますと実効をあげるものと思ひます、すでに、この対策がはつきり出ましたにつきて、市場方面には一つの安定感を与へた、そうして市場の回復もいたしたといふこともいわれまして、必ずやこの法律の実施に伴ひまして実効をあげ得るものと考えております。

○栗原委員 なるほど、この新しい臨時措置法はたまたま審議中でありますから、これはまだ実施されておられません。しかし、少くとも繭糸価格安定法は従来から厳として存在しておつたわけですから、しかも、その規定する条項によつて、審議会で決定した生糸十九万円というものは、これは当然政府の権威によつて守つていかなければならぬ、こういう立場の十九万円であらうと思ふ。しかし、これが全くないがしろにされて、堂々と清算市場でこの価格を大幅に割つて取引されておる。これに對して、値段を守つていく立場にある政府の、しかも農林省の大臣として、今後何とかなすと思ひますというやうな答弁では、どうもわれわれとして納得いかぬのです。これは、そういうものを一切市場からなくすとかいふのが、明確な強い発言をいただきたいのですが、いかがでしよう。

○三浦国務大臣 この春までの措置が十分でなかつたのでございませうから、この臨時立法の措置によりまして確然たる措置を講じたい、こういう考えでございませう。

○栗原委員 先ほどこれまた同僚委員からの質問もあつたわけでありませうが、法案の内容によりますと、日本輸出生糸保管株式会社に生糸を買わせ、あるいは繭を買わせる、こういう趣旨であります、この内容を見ると、買わねばならぬというやうな積極的な規定はどこにも設けてございませう。十九万円を買つてくれる、千四百円で買つてくれる、こういうことがはつきりしておつて、そして、いつでも、量は何ばでも買う、こういうことが明確であれば、おそらくそれ以下の価格で

○須賀政府委員 ただいまのお尋ねの件でございませう、これは無制限買入れのものではないつもりでありませう。ただ、今回の措置は、農家の繭収入の確保をはかることと、生糸の生産制限の励行が行われますことを大きな目的としたしております、その二つの条件が満たされよう方法と十分検討いたしました、買入れについて数量その他のワタを設けるといふやうな考え方をいたしております。

○栗原委員 ワタを設けるといふことは、やはり何としても、ワタが終ればだめになる、こういうことを考えるのです。今日まで繭糸価格安定法がありながら、政府がその権威をまるつぱらにされて、白昼堂々と政府が保障する十九万円というものが日本のその市場において十六万円というやうな値をつけれられてきておる。そういうことではいかぬと思ふ。やはり十九万円を政府が守るのだ、——法律まで出して守らせる。それならば、これをほんとうに臨時措置法を作る以上は、持つてこ

○栗原委員 なるほど、この新しい臨時措置法はたまたま審議中でありますから、これはまだ実施されておられません。しかし、少くとも繭糸価格安定法は従来から厳として存在しておつたわけですから、しかも、その規定する条項によつて、審議会で決定した生糸十九万円というものは、これは当然政府の権威によつて守つていかなければならぬ、こういう立場の十九万円であらうと思ふ。しかし、これが全くないがしろにされて、堂々と清算市場でこの価格を大幅に割つて取引されておる。これに對して、値段を守つていく立場にある政府の、しかも農林省の大臣として、今後何とかなすと思ひますというやうな答弁では、どうもわれわれとして納得いかぬのです。これは、そういうものを一切市場からなくすとかいふのが、明確な強い発言をいただきたいのですが、いかがでしよう。

い、全部買おう、こういうことを明らかにしなければならぬ。それは必ずそうしなくてはならない措置をとれば大丈夫なんだと幾ら皆さんが御答弁なさっても、そうでないということが今まで出てきておるのですから、この点はともだめだと思ふのです。ほんとに政府当局が十九万円、千四百円というものをしっかりと守り通す決意があるならば、この中に、幾らでも持つてこい、無制限に買おうのだ、こういうことをはつきりうたいきれははずだと思ひますが、この点を大臣から明らかにしてもらいたいと思ひます。

○三浦國務大臣 栗原委員の御指摘の点は、無制限に買入れれるということ、は、いわゆる何千万円でもこいという意味での無制限だろうと思ひますが、われわれは、春以来の買上げの実績を考えまして、実勢を支配し得る程度の糸は買ひ得るのでありますから、そうしますとおのずから安定点を見出し得る、こういう確信のもとに本案の構成をいたしておるわけでありませう。

○栗原委員 それはわれわれから言わせると逆なんです。幾らでも持つてこいと言つても、そういう行き方をすれば、むしろここに掲げた数字を使わずに済む。なまじ限度をつけるから、全部使つても所期する効果があらがらないと考えておる。何ばでも持つてこいと言つても、何ばでも持つてくるわけがない。十九万円以上に市価が上れば、ばかばかしい、だれが十九万円で持つてきますか。問題はそういうところにあるのであつて、ほんとうに十九万円を守る意思があるならば、堂々と幾らでも持つてこいという態度をとつていくべきだと思ひますが、この点はまだ

一般の市場では安心ができぬからこそ——もうおそろしくこの法案が出た以上は通ると世間では見えています。これがつぶれるとは世間では思つていない。もうできたものだという立場で、しかも市場は十九万円まで来ておらぬ。しかも、先行き限度があるからこそ、先物は十七万円台でうろろしておる。こういうことでどこに政府が法律を作つてそうして価格を維持する權威がありますか。一つ何か考へてもらいたいと思ひますが、いま一度所信を伺いたいと思ひます。

○三浦國務大臣 これはいよいよ実行の段階に入りますと必ず効果を生ずるものと確信しております。

○栗原委員 だいが大臣も自信があるわけですが、前の大臣もそういう自信を持つていて、しかも生糸が暴落していったわけですが、これは単にこの場所における一三浦大臣また栗原委員の一つの問答ではありませう。実際にいいてこの問題は全国で百万に及ぶ養蚕農民の生活を支配する問題なんです。それでは、もしこれを実行しても先物がべらばうな安値になる、浜糸が十九万円に乗つてこない、こういうような事態が現われてきたら、責任をとりますか。明確な答えをいただきたい。

○三浦國務大臣 さような事態は予想いたしておりません。最善を尽して実効をあげる所存でございます。

○栗原委員 農民のおやじといわれる農林大臣ですから、それは自信を持つて言つておられるのでしようけれども、しかも政治の方法で万全を期する道があると思ふのですよ。これは、今自信があるとおっしゃるのですから、大臣のお手並み拝見ということで、成

り行きを見守りますが、もし御自信の通りいかなかつたときには、われわれとしてもその責任を徹底的に追及せねばならぬということをごまはつきり申し上げておきます。

次に、これまた先ほど話がありましたが、繭の取引の中で団体協約によつて渡された繭が、ことしの春繭の大部分がまだ値段もきまつておりません。先ほど大臣の説明によると、この法律ができれば浜糸の相場も上つてくる、従つて大體所期の目的を達する繭値段というものはきまるのだ、このように答弁されておりましたが、今の団体協約がどのように掛目協定をしておるのか、大臣御存じですか。一つ答えてみて下さい。

○三浦國務大臣 春以来の当局の指導によつて、ただいまの政府が施行せんとする施策を前提にして、これを実効的に上げるということに進んでおりますから、これを、今後といへども、両当事者間の良識と協力のもとに進めると同時に、政府等もあつせんいたしまして、その実効をあげたい、こういう考へてございます。

○栗原委員 現在行われておる団体協約の大体の内容は、繭の一番たくさん出た日を中心にして、浜の相場を前後一週間ずつ、合計二週間を算術平均したものを中心に、加工・販売費を差し引いた残りが農民の繭値段だ、こういうことになつておる。繭の一番出た当時は十六万円をそこです。そういうものを中心にしてやつたら、それはとても千四百円なんという繭の値段は出てきません。それを指導だけで千四百円に持つていく、この法律が出たら浜糸相場も上つてきたのだ、だから、繭

の一番出た当時の浜糸の値段というものは十六万五、六千円という相場であつたが、一つ千四百円になるようにする、これで製糸家がほんとうに引き受けるとお考えですか。

○三浦國務大臣 まだ清算のしない部分もありまし、そういう前提のもとに強力にこれは指導していくほかはなからう、さように存じております。

○栗原委員 ただいまの答弁の裏から言へることは、指導はする、しかし実際にいいてどうも協定掛目が八千七百五十掛、すなわち千四百円の掛目以下に下つても、十分努力してもなおかつ出ないのだというならやむを得ないのだ、こう三浦農林大臣は考へておるのだ、こう受け取つていいのですか。

○三浦國務大臣 そうは考へておりません。今後の糸の買上げ等につきましても、その点を十分に織り込んで実効的な措置を講じたいと存じております。

○栗原委員 つまり、千四百円で繭を買わなければ、千四百円以下で買った繭でひいた糸は十九万円を買わないこと、こういうような裏からの指導で、おそろく製糸家というものはびびりして千四百円で買つたら、こうお考へになつてゐるのですか。

○三浦國務大臣 製糸家と養蚕家の間のこの掛目協定に關しましては、公正に見まして、この間に政府の指導力をも加え、そして今の実効のある経済方策を兼ね行なつて、この実施に移つていく、こういう考へで進んでいきたいと思つております。

○栗原委員 その指導するといふのは、具体的には一体どういふ指導なんですか。八千七百五十掛以下は買うな、八千七百五十掛で掛目協定をしろ、こういうことを指導するのですか、どうなんですか。

○三浦國務大臣 基本はそういうことで強く両団体を指導して参りたい、こういうことです。

○栗原委員 それのだめな場合にはやむを得ない、こういうお考へですね。

○三浦國務大臣 だめになるとは考へておりません。

○栗原委員 弱つたね、これは。実は、繭糸価格安定法の中には、御承知の通り禁止価格の規定がございます。禁止価格以上の生糸の取引については禁止規定がある。なるほど、普通ならば、繭の値段が騰貴してきて、手持ちの糸で売り応ずる、しかし、現物がなくなれば応じ切れないから、残余は規定によつて禁止する以外には手がない。こういう点はわれわれにもわかりません。しかし、一方今度は、繭を作る養蚕家にしてみれば、これは下値は保障されたが、しかしさらにこれを買いたたいてくる。そんなばかなことがいふようなことをお考へになるかもしれぬけれども、繭はなまものでありますから、ほうつておけばチヨウが出る。これを乾燥するには設備がない。これは遺憾ながら繭というものを渡さざるを得ない。こういう状況なんです。こういう状況にあるときに、政府は千四百円を保障するのだと言つておきながら、実際にいいては保障をする立場をとれない。これが今日の養蚕農民の取つた繭の大部分です。そういう繭をこへ置いて、そうしてしかもその繭が今現実に買いたたかれようとしてゐるが、一方では、百五十億使つて保障すると、こうやつてゐる。こういう政治

はまずないと思うのです。これは、何としてでも、政府が千四百円を保障するのだと言っている以上は、実現してやらなければならぬと思うのでありまして、千四百円というものを三十三年生米年度においてはびびりたきめたわけです。しかもこの臨時措置法は恒久立法じゃありません。特に非常事態ということで今年限りときめたのですから、今年きめた千四百円というものは必ず保障するのだ、繭について八千七百五十掛以下は売買を禁止するのだ、このくらいは規定をやってくれなければ、農民のおやじとは言えませんよ。農林大臣、一つ入れようじゃありませんか。ぜひ言明して下さい。

○三浦国務大臣 この春以来とてきた施策、同時にその対策を決定してきてから、この前提になる環境が変ってきている。これを無視してはできないのでありまして、この環境のもとにこの施設をするのでございまして、ただ単に立法措置をもって強制的規定をいじまして、実行し得るといふ環境が馴致されずには、それは実効をあげ得ない。われわれといたしましては、両当事者間の協定、並びに、その実勢がだんだん実行し得る段階にもなっていると思ひますから、この政策の経済的裏づけをもって実効を確保するといふ基本方針には変りはないと思ひます。

○栗原委員 どうもむずかしい説明なのでわからないのですが、それでは、千四百円の繭値を保障するということが全く絵に描いたものであつて、たまたま乾繭装置があつて共同乾繭をした繭だけ、これは仕方がないからめんどろを見てやる、あとは声を大にして何とか千四百円になるようにと行政指導をしてはうておく、こういうことにしか受け取れませんかね。農民の立場に立つて率直に農林大臣にお尋ねするわけですが、農民は農林大臣がそう言つて突っぱねたと受け取つていいのですか。

○三浦国務大臣 さうなことでございせん。私は、今回の繭糸価格安定のための資金の裏づけによつて、農家は最低繭価見合いの繭代金を確保できるように交渉が取り進められておるものと期待しており、われわれもそのように強く指導して参る所存であります。従ひまして、買入れ方法の具体的内容については、いましばらく今回の措置に應ずる業界の動きを見た上で進めるわけでございますから、あとはその基本方針に従ひまして、この実効を期待しておるわけでありまして、

○栗原委員 どうもこの点が明らかに参りたくないと思ひます。今回のこの臨時措置法は、当三十三生糸年度の一か年を通じての措置法と考えるわけでありまして、いろいろな説明を聞きますと、まず生糸については五万俵はなあげする、その原資として百億円。これは具体的にはどうなつて参りますか。わかりませんけれども、これは一応一か年を通じてと、こう理解しても、繭の買い上げの方の原資五十億は、春繭の乾繭——政府の説明によれば二百五十万貫、きょう出た統計によると二百六、七十万貫、これで大体底をはたくわけなんです、夏秋

蚕については共同乾繭というものは一粒も出ないという前提に立っているのですか。この点はどうかなんです。○須賀政府委員 今回の対策を立てました基本の考え方といたしましては、春繭に百五十億を重点的につぎ込みたい、夏秋については生産の調整をやつて参りたいということでございます。○栗原委員 これはどうも実に驚いた考え方なので、問題になりません。春繭で百五十億を使つて糸と繭を処理すれば、あとは実勢相場が、生糸は十九万円、繭が千四百円、こういうものが敵然として経済界に根をはやす、こういうのですか。どうもそうとしか受け取れぬ。

○須賀政府委員 五万俵の買入れと申しますもの、これは春繭の生産量に對しましては相当の割合を占めておるものでもありませんし、この五万俵のワクの買入れにつきましては、現実に買入れの希望がある限りの間は買入れを続けていくわけでありまして、これらの措置によりまして、本年度中の十九万円の価格維持には十分ではないかと考えております。

○栗原委員 それは、先ほとしつこく質問したように、なるほど、団体協約による取引において千四百円が保障されれば、共同乾繭の方は私は一粒も出なくなると思ひます。しかし、先ほど農林大臣が言う通り、団体協約による受け渡しのすでに済んだ繭の千四百円が保障されない、いろいろな実勢価格を参照して千四百円が幾らになるかわからぬけれども、割り込むということになれば、夏秋蚕は全部共同乾繭へ共同乾繭へと流れますよ。もちろん、そんなことを言つても農民どもは乾繭装置を

持っていないし倉庫も持っていないのだ、やれるものならやつてみると思ひます。農民をけしこがすなら話は別です。しかし、少くとも農民が共同乾繭をやりたいという意思を持ち、その農民の意思に沿つて農林省が農民の親として手を差し延べて共同乾繭を意思の通りにさせるという方向をとるならば、これは、その線では千四百円は保障してもらえるのだ、片一方はだめなんだ、こういうことになれば、夏秋蚕は全部共同乾繭になりますよ。この見通しはどうですか。

○須賀政府委員 現在の段階におきましては、夏秋蚕繭につきまして政府資金の裏づけをもって共同保管を行います事態は考えておりません。農協の正當な融資によつて共同保管を行うという事態はあるいはあるかもしれませんが、政府資金の裏づけをもつて共同保管をやるといふことまでは現在のところ考えておりません。

○栗原委員 そうすると、今の局長の答えの中から出てくるのは、三十三年度生糸年度におけるこの繭と繭のものについては一切この法律で扱ふのだ、従つて、こつちの金がなくならない、まづ、もちろんその間繭糸価格安定法も発動しないのだから、繭は全く野放図の状態にほうり出される、こう考えられるのですが、そう考へていいのですか。

○須賀政府委員 春繭に対する対策に重点的に金がつぎ込まれておりますが、年間におきまして七万五千俵に相当する生糸をたな上げをいたすだけの裏づけを持つておるわけでありまして、本年度中はこの処置によりまして十分繭糸価格は維持していただけるものと思ひます。

○栗原委員 いま少し親切に、農民にも安心の出来るような措置と答弁がほしいと思ひます。この百五十億というものは春繭に關しての引き当ての金なんだ、こう一方では言つており、それでは夏秋蚕はどうなんだと言へば、夏秋蚕は七万五千俵の一つの幅の中で救済できるのだ、こういう話なんではないですよ。それは非常に苦しいところだといふことはよくわかる。わかるのだけれども、やはり、ほんとうに農民が安心する、製糸家も安心する、こういう形の中で政策を打ち出していくことが、一番金を使わずに、しかも皆さんが、そして農民も製糸家も求める事態が招来できると思ひます。そこで、私たちは質問の形を通じながらいろいろ皆さんに要求をしておるわけなんです、どうですか。夏秋蚕も含めて実際に二割制限なんというものはできません。何とかい一度農林大臣も金額等についても考慮する余裕はございせんか。

○三浦国務大臣 いろいろ御批判があらますけれども、われわれとしましては、この臨時措置法によつて所期の効果をあげ得ると、こう考へておりますし、今のところその金額等についていろいろ考へはございません。

○栗原委員 その問題はだいたい論議も尽きたやうでありますから、これは見解の相違で、われわれはわれわれなりの修正案で臨みたいと思ひます。そこで、最後に一つ、この点は十分お伺ひしたいのですが、夏秋蚕について二割の自主生産調整を期待する、こういうお話であります、その方法として

で、蚕種のための繭というものが適当に乾燥処分されていっておる、こういう話を聞いておられますけれども、このことはどが主体になってどこで行なっておるのか、この実態を明らかにしてもらいたいと思う。

○須賀政府委員 今回夏秋蚕用の余剰繭の生産調整をいたしておりますのは、過般全養連を主体といたしまして夏秋蚕の二割生産調整を行うことを決定いたしました裏づけ措置といたしまして、全養連が行なっておる事業でございます。今回の夏秋蚕の生産計画で大体どの程度に額が必要であるか、それに合せて、春以来蚕種業者が進めて参りました繭の生産数量から実際に余剰として出て参りますものが計算上出て参る。これをとり集めて買ひ上げる。従いまして、全養連が余剰繭を買ひ上げて、それを糸繭として処分いたし、入札して販売をいたします。繭が生産コストが高く、逆にこれを糸繭として処分いたしましたときには価値が低いために安くなる。その間の差額を全養連に対して国で一括補助する。これは、実績がはっきりとまともなやり方から、それに応じまして補助金を算出したしまして支出をするわけでありませう。

○栗原委員 これは非常に重大な問題を私ははらむと思うのですが、ただいまの答弁によれば、政府は全く関知しないことなんだ、一切をあげて全養連がやっておることなんだ、こういうことであるようでありませうが、実は、先般の養蚕農民の大会で、全養連でそうした方向をとろうという原案を出したにもかかわらず、これは法的な全国養蚕農民大会ではございませぬから法的

拘束力も何もないというものの、どこにもかくにも、全国養蚕農民大会という形で招集された大会では、そうした原案が否決されて、絶対反対、こういう姿が出たわけですから、こういう姿の中で全養連の諸君が蚕種業者と話をして、そうして蚕種を処分して行く。一方において、全国農民は、桑を仕立てながら、掃こうとする種が回ってこない。もちろん、このことはいろいろな法律によってそうしたものを罰するとか何とかいうことはある意味においては重大な問題をはらむものではないですか。とにかく、一方においては桑を仕立てて蚕を掃こうとして待っている。ところが、途中において種を廃棄していく。このことは重大問題が起つてくると思ひますが、この点についての見通しはいかがでしょうか。

○須賀政府委員 これはすべて今年の夏秋蚕繭の価格維持のために生産者団体で自主的にやっておる仕事でありまして、生産者団体の協力的な態勢に待つわけでございます。

○栗原委員 局長はいかに養蚕団体が自主的だと言ふけれども、実はそうではなくて、強力指導をやっておるのだとわれわれには受け取れるのであります。

○須賀政府委員 全養連は總會その他の手順を踏みましてやっておることでございますから、これはもちろんそれ自体は全養連の責任においてやっておることでございます。しかし、これは昨日の閣議決定にもございませうように、夏秋蚕につきましては二割の減産によって需給を調整するということを国の方針としてきめておるわけですから、

全養連がその措置をとるに至ります間においては、もちろん政府の指導によるわけでありませう。

○栗原委員 夏秋蚕は、御承知の通り採桑の方法が夏蚕、秋蚕というように形でも、一ぺんには桑は出てきませんけれども、夏秋蚕を通じて桑が実際に桑園に残る。そして一方には農民がこれを何とか養蚕に使いたいという意思が猛烈に起つておるときに、これを政府としてはそのままほうっておくつもりですか。もしもそういう事態が起つた場合に、それはお前たちが自主的にやつたのだから政府は知らないのだ、われわれはそうしたことを期待したのだが決して責任はないのだ、こう言つて突っぱねるつもりですか。

○須賀政府委員 本年度の夏秋蚕繭の需給の調整をはかりましたために、農家の協力を求めるつもりであります。

○栗原委員 これは実際、昨年例の設備の制限の法律をやつたときにも、製糸家の側においても当局からいふ自主的な指導を受けながらなおかつできなかつたのです。結局最後にやつたのは、立法をして、しかも補助金まで与えておる。そうでしょう。一方においては製糸の側にはそういうことをやっておる。それは必要でやつたのだからやむを得なかつたかもしれませぬ。——われわれは反対したのだけれども、しかし、片一方において養蚕農民には全く自主的な調整を期待する、希望する、こういうことでこれはほつばつておく。こういうばかげたことではないでしょう。こういう政治はないですよ。大臣、どう思ひます。

○三浦国務大臣 こういう環境におきます場合には、やはり当事者において

も協力と自主的なことをせざるを得ないのですね。そういう環境のもとにこれを全部片づけるということになる。——今までの方針は私必ずしも間違つておると思ひません。ただ、今後生起すべき事態というものはいろいろあるでしょう。栗原さんのおっしゃることの展開するとは思ひません。われわれとしましては、ある程度の効果をあげ、安定したものになると思ひますが、はからざる事態というものは予想し得ないのでございませうから、その場合の措置は決して冷酷な措置をとる考えはございませぬ。その事態に応じてはまた方策等も変ることでありませうが、今のところ予断してかれこれのことを申し上げることはできません。

○栗原委員 だんだんと質を續けてきましたけれども、こういうことは別に農民にむやみな金を渡せとか、そういうことではないのです。結局は、農民の所得を少しでも確保して、農民の生活をどうして安定していくか、こういう観点に立つてやっておるわけですから。総括的に申しますが、大臣と私の考えは違つておる。今のやり方では、なかなか大臣の所期するような状況にはならない、その結果は農民が非常に窮乏に追い込まれる危険性がある、こういう見方なのですが、幸い大臣の御期待通りの効果が出れば、私たちも拍手かっさいしてともに喜びますが、しかし、不幸にして所期通りにいかなくつた場合には、大臣は、農民の親として、農民の生活を守つていくといふ何らかの手を必ず打つといふことをここで言明できますか。それをまず言明してもらいたい。

○三浦国務大臣 私はみずからの本務

は心得ております。ただし、この問題についてのお見込みは必ずしも栗原さんの御意見に同調しかねます。われわれとしては、努力しますならば相当の効果をあげ得る、こういう確信のもとに遂行しておりますから。

○久保田(豊)委員 関連。

これは大臣にお伺ひしますが、この点は非常に大事な点です。最近政府のおやりになっておること一つ一つ全部お考えになっていただきたいと思います。今の養蚕の問題についても、機屋については補助金とか何かを出して整理をしておる。今度は種屋についても補助金を出して整理をしてやる名前は自主的であれ何であれ、補助金を出してやらせる。ところが、農民に対してはどうかというところ、何にもないじゃないか。どうしてこういう不公平なことをおやりになるのか。もう一つ、これは単に養蚕の問題ではないといふこと。タバコはどうです。タバコは、今まで増産々々といつて——これはあなたの直接の所管ではないかもしれませんが、けれども、養蚕は、増産々々とやらして、乾草施設とかなんかといつて金を出しておいて、そうしてやろうとてきて、これから落ちついてやろうといふところ、今度は二割減産で、減産々々といふ。きょう畜産の大会がありました、畜産の農民は何と言つてゐるか。今まで政府が牛を飼え、牛を飼えといふ苦勞して牛を飼つてきて、ようやくいざというときになって今度は乳の値は下りほうだい。ところが、政府はこれに對して何らの保障もしてくれない。こういうことでは、保守や革新といふことと

同じじゃないかと思ひます。こういういうことを農民の大多数ははつきり——きょう来たのは富農ばかりです。牛を五、六頭使つて、村へ行けば大いばりの者です。こういう連中さえはつきりそういうふう言っている。ですから、あなたがいろいろのことを言つて、こうやれば効果が出るとか大丈夫とか言つて、おりますが、二割の減産は、はつきり桑畑が二割むだになるということじゃないですか。そうでなくとも、自然の災害があつた場合でも今共済でもって政府は金を出しているじゃありませんか。一方で政府の政策によつてこういうことをやつて、一方では、その犠牲を農民だけにやつて、これだけは自主的だなんというばかなことは、私は許されなかつた。もしそういう農政を今後あらゆる面でもやるなら、これまさに自民党農政と言つて差しつかえないと思ひが、こういうべらぼうなことをやつておつては、日本の農業は、あなたが幾ら何と言つたつて、安心してできるはずはないじゃありませんか。せめて百五十億——この桑の二割減産というものは、金にすれば大したことじゃない。これに対して十のものを十補償しろと言ふわけじゃないが、せめて農民がある程度安心のできるようにしていただくねばならぬ。しかも、あなたに言へば、養蚕というものはまだまだ斜陽産業じゃないから、ことしだけは臨時措置だと言ふ。臨時措置なら、臨時措置だけに、大した金でないものをやるのは、農林大臣として、政府として当然の務めだと思ふ。そういう不信な農政を次から次に全部やつてゐる。みんなそうじゃないですか。こういう基本になるもの

については、少くともそのくらしいのことは農林大臣として大した金じゃないと思ふ。勘定してごらんない。桑畑の補償くらしいのことは、これだけの金を使つてやる以上、大した金じゃありませんよ。そこで、政府が不信を問われるということば、単に自民党とか野党とかいう関係でなく、日本の農民全体がそういうことになりますと、政治的な方向を全く失つてくる。そういう意味において、私は御再考を願ひたいと思ひが、その点について大臣ははつきりした心がまえ、確信を持たなければ、これからの農政はやれませんか。こういう点についてははつきり大臣としての確信をお持ちになつて、そうして大蔵省でも政府の部内でもどこでも押さなければ、農政というものは成り立ちませんよ。すべての問題がだめになる。私はこれは桑だけの問題ではないと思ふ。この点の確信を欠いておるような農林大臣は、そう言つては、失礼ですが、この段階において、農業転換期における大臣として、このくらしいよりないものは農民から見えてありません。ぜひこの点はお考え直しをいただいて——私は勘定してみれば大した金ではないと思ふ。事務当局が考えればこれは大へんな問題かもしれませんが、大臣がお考えになれば大した問題ではないと思ひが、この点について、もう一度御再考をされる意思があるのかないのか、はつきりと言明をいたしたい。

は、十分検討した上にその事態に應じた適當な措置を講ずる決心であります。○栗原委員 この臨時措置を立てるにつては、むろんその前提として恒久對策的な蚕糸業の展望について十分たゞししたいのであります。時間の関係もございまして、次の機会に留保いたします。本日は以上で質問を打ち切らしてもらいたいと思ひます。○松浦委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十五分散会